

カードローン「しんきんきゃつする」(信金ギランティ(株)保証付)

一関信用金庫  
令和5年4月1日現在

1. 商 品 名	①.カードローン「しんきんきゃつする」 定例返済方式 (信金ギランティ(株)保証付) ②.カードローン「しんきんきゃつする900」 残高スライド方式 (信金ギランティ(株)保証付)																														
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 満20歳以上満65歳以下の方</li> <li>・ 当金庫の会員又は当金庫の会員となれる方 (当金庫の営業地域内に居住・住所を有するか、又は当金庫の営業地域内にある事業所に勤務する方)</li> <li>・ 安定した収入のある方</li> <li>・ 信金ギランティ(株)の保証を受けられる方</li> <li>・ 当金庫の融資審査基準を満たし返済が確実であると見込まれる方</li> </ul>																														
3. お 使 い み ち	・ 自由(ただし、事業性資金は除きます)																														
4. ご融資限度額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ①.「しんきんきゃつする」契約極度額50万円、70万円、99万円の3種類</li> <li>・ ②.「しんきんきゃつする900」契約極度額50万円～900万円の10万円単位</li> <li>・ 信金ギランティ(株)が毎月行う途上審査結果によりご利用限度額を変更させていただく場合があります</li> </ul>																														
5. ご 利 用 期 間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5年(原則自動更新)</li> <li>・ 契約期間中に満66歳に達した月の翌月からご利用限度額は0円となり、完済するまで約定返済をしていただきます</li> </ul>																														
6. ご 融 資 利 率	・ 当金庫所定の利率によります(金利については窓口でお問い合わせください) (尚、金融情勢の変化等により金利を見直す場合があります)																														
7. 利息計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸越金のお利息は、付利単位1円および当金庫所定の利率によって計算し、毎月の返済日に貸越元金に組み入れます</li> <li>・ 次の計算式により行います 毎日の貸越最終残高の合計額×利率÷365</li> </ul>																														
8. ご返済方法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約期間内で毎月の定例返済方式とし、任意の返済日に返済する随時返済との併用ができます(随時返済を行った月でも定例返済を行っていただきます)</li> <li>・ 約定返済日を毎月10日(休日の場合は翌営業日)として次の取扱いとします</li> <li>・ ①「しんきんきゃつする」【定例返済方式】 貸越極度額によって毎月の返済額が異なります</li> </ul> <table border="1" data-bbox="502 1305 1145 1462"> <thead> <tr> <th>契約極度額</th> <th>毎月返済額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50万円</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>70万円</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>99万円</td> <td>20,000円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ②「しんきんきゃつする900」【残高スライド方式】 利用残高によって毎月の返済額が異なります</li> </ul> <table border="1" data-bbox="502 1536 1145 1966"> <thead> <tr> <th>約定日前日残高</th> <th>毎月返済額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50万円</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>50万円超70万円以下</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>70万円超100万円以下</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>100万円超150万円以下</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td>150万円超200万円以下</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>200万円超250万円以下</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>250万円超300万円以下</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>300万円超500万円以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>500万円超700万円以下</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>700万円超900万円以下</td> <td>70,000円</td> </tr> </tbody> </table>	契約極度額	毎月返済額	50万円	10,000円	70万円	15,000円	99万円	20,000円	約定日前日残高	毎月返済額	50万円	10,000円	50万円超70万円以下	15,000円	70万円超100万円以下	20,000円	100万円超150万円以下	25,000円	150万円超200万円以下	30,000円	200万円超250万円以下	35,000円	250万円超300万円以下	40,000円	300万円超500万円以下	50,000円	500万円超700万円以下	60,000円	700万円超900万円以下	70,000円
契約極度額	毎月返済額																														
50万円	10,000円																														
70万円	15,000円																														
99万円	20,000円																														
約定日前日残高	毎月返済額																														
50万円	10,000円																														
50万円超70万円以下	15,000円																														
70万円超100万円以下	20,000円																														
100万円超150万円以下	25,000円																														
150万円超200万円以下	30,000円																														
200万円超250万円以下	35,000円																														
250万円超300万円以下	40,000円																														
300万円超500万円以下	50,000円																														
500万円超700万円以下	60,000円																														
700万円超900万円以下	70,000円																														
9. 担 保 ・ 保 証 人	・ 信金ギランティ(株)が保証いたしますので必要ありません																														
10. 手 数 料 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご契約時に印紙代200円が必要となります</li> <li>・ 貸越金のお利息には信金ギランティ(株)所定の保証料が含まれております</li> </ul>																														

<p>1 1. 苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置：本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部署（9時～17時、電話：0191-23-6111）にお申し出ください</p> <p>紛争解決措置：東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部署または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください</p> <p>また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます</p> <p>その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、</p> <p>②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります</p> <p>詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部署または全国しんきん相談所にお問い合わせください</p>
--------------------------------	--